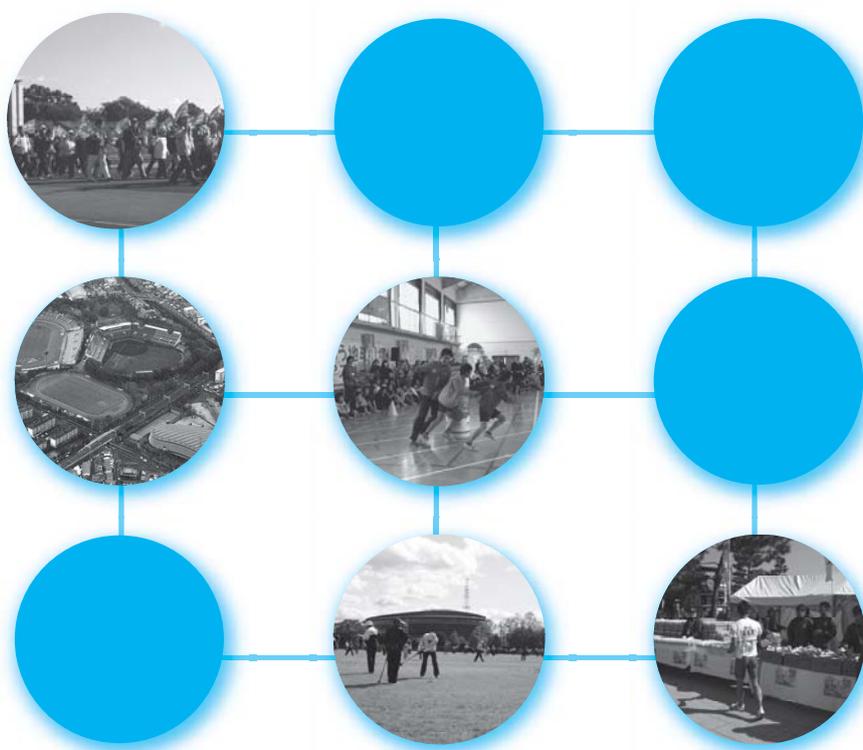


# スポーツの絆が生きるまち推進プラン

## 京都市市民スポーツ振興計画



平成23(2011)年3月

京都市

# ごあいさつ



京都市長 **門川 大作**

“スポーツの振興”。言葉にすると、少し堅苦しく、日常から離れた特別なことのように思えますが、決してそんなことはないんです。

例えば、通勤・通学するとき、買い物に出かけるとき、車に乗るのではなく、少し時間の余裕を持って歩いて出かける。あるいは地下鉄や市バスの一つ前の駅から歩いてみる。たったそれだけでも、体を動かして活性化する喜び＝“スポーツの喜び”を感じられるはずです。もちろん健康にもいいですし、環境にもやさしい。その際、外国からお越しの方がいて笑顔で会釈を交わしたり、道案内したりすれば、国際交流や観光振興にも一役かえる。更に休日などにも子どもと一緒に近所を歩いたり、ジョギングしたりすれば、親子の新たな会話も生まれます。

そんなふうに、まずはスポーツを一つの切り口として、日々の生活を見直してみる。そしてできることから実践してみる。私たち一人一人が、そんなところから始めることから、「市民スポーツの振興」を図り、更には環境、教育、観光、経済など、京都のまちづくりをより魅力あるものにする。

そんな決意を込めて、この「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」京都市市民スポーツ振興計画を策定しました。

本プランには、市民の皆様、市民スポーツ団体の皆様と共に進めてきたこれまでの取組の数々の成果を踏まえ、更に「するスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」の観点から、様々な取組を盛り込んでいます。引き続き、スポーツへの熱い思いを共有する全ての皆様と力を合わせて、本プランの推進に全力で取り組んで参りたいと思います。

スポーツが市民の皆様の日常生活により一層根付き、スポーツを通じて市民の皆様が笑顔で過ごせる。そんな10年後の京都を目指し、共に更なる歩みを力強く進めて参りましょう。

最後になりましたが、本プランの策定に多大の御尽力をいただきました策定委員会の皆様、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

# 目次

## 「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」の策定に当たって ..... 1

- 1 計画策定の趣旨と目的..... 1
- 2 計画の位置付け..... 1
- 3 計画期間..... 1

## I 市民スポーツの現状と課題 ..... 3

- 1 広がるスポーツの意義と役割..... 3
- 2 市民のスポーツ活動の現状と課題..... 3

## II みんなでめざす市民スポーツ振興の10年後の姿 ..... 6

- 1 みんなでめざす10年後の姿..... 6
- 2 目標(数値)..... 6
- 3 スポーツの絆が生きるまち(施策展開の基本的な考え方)..... 7

## III 主要な施策 ..... 10

## IV 計画推進のための3つの重点戦略 ..... 14

- 1 「スポーツインフラ京都」 ——ハードウェア——..... 14
- 2 「スポーツウェブ京都」 ——ソフトウェア——..... 15
- 3 「スポーツリエゾン京都」 ——ヒューマンウェア——..... 16

## 参考資料

- 1 京都市市民スポーツ振興計画策定委員会設置要綱..... 18
- 2 京都市市民スポーツ振興計画策定委員会委員名簿..... 19
- 3 京都市市民スポーツ振興計画策定委員会審議経過等..... 19

# 「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨と目的

「だれもが、いつでも、どこでも、いろんなかたちでスポーツに親しめる環境を、みんなであげあう『スポーツごころ』を結ぶまちづくり」は、市民スポーツ振興の普遍的な理念です。

京都市では、この理念をもとに、「新世紀『スポーツごころ』推進プラン」京都市市民スポーツ振興計画（以下「前計画」といいます。）を平成13（2001）年に策定しました。

京都市のスポーツ振興は、全国に類のない市民の自主的なスポーツボランティア組織である体育振興会や競技団体等で構成される京都市体育協会（以下「体育協会」といいます。）を中心に支えられ、また新しい気風を受け入れやすい土壌は、地域密着型のプロスポーツチームを生み、市民がトップスポーツに身近に触れる機会が増加しています。

一方、市の財政状況が厳しく新規施設の整備が困難な状況のうえに、既存の施設・設備の老朽化が進行しているなどの課題があります。

市民スポーツ振興の理念をまちづくりに生かし、市民のだれもがもっとスポーツを楽しむことができるようにするためには、前計画の成果と課題を踏まえて、京都らしい市民スポーツの将来像を描き、その実現に向けた取組を継続していくことが必要です。

このため、この度、平成23（2011）年度から10年間の市民スポーツ振興のための総合的なしくみづくりを目指す、「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」京都市市民スポーツ振興計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

平成23（2011）年度から10年間の京都の未来像と主要政策を示す「はばたけ未来へ！ <sup>みやこ</sup>京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画として位置付けます。

また、「スポーツ振興法」では、「その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。」と規定しています。

## 3 計画期間

平成23（2011）年度からの10年間の計画とします。中間年には計画の点検、見直しを行います。

**(参考 「スポーツ立国戦略」 文部科学省)**

国（文部科学省）では、平成22（2010）年8月、今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定しました。

国の戦略では、「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、その実現に向けて人（する人・観る人・支える（育てる）人）の重視と連携・協働の推進を「基本的な考え方」としています。今後概ね10年間で実施すべき5つの重点戦略の中で市民スポーツという面では、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し「ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」に向けた取組を進め、成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（平成12年度国が策定した「スポーツ振興基本計画」では50%程度）、成人の週3回以上のスポーツ実施率30%程度を目標としています。

また、地域で引退後のトップアスリートなどの優れた指導者の活動の場を設けるなど、トップスポーツと地域スポーツにおける人材の好循環を実現しようとしています。

# I 市民スポーツの現状と課題

## 1 広がるスポーツの意義と役割

スポーツは、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与する人類共通の素晴らしい文化の一つです。

そして、スポーツには、爽快感や達成感など心身一体となった充足や楽しさ、感動や喜びをもたらすとともに、健康づくりや体力の向上に役立つなど市民生活を豊かにする様々な意義があります。

また、スポーツを通じた青少年の豊かな人間性の育成、地域住民の交流を促し、地域の一体感や連帯感を深め、地域社会（コミュニティ）をつなぐ原動力になるなどの効用があります。

さらに環境、教育、観光、経済など様々な分野と結びつき、多様なスポーツ文化が息づくことにより、都市の魅力を一層高め、まちの活力の向上につながるなど、その役割は広がりを見せています。

## 2 市民のスポーツ活動の現状と課題

市民ひとりひとりのスポーツの楽しみ方は、長寿化の進展に伴う健康志向の高まりの中で「するスポーツ」の高まりに加えて、プロスポーツやトップスポーツを観戦する「みるスポーツ」、あるいは指導者やスポーツボランティアとして参加する「支えるスポーツ」と多様な広がりをみせています。

### (1) するスポーツ

#### 現 状

- ・ 市民アンケート調査\*の結果、約50%が週に1回以上スポーツを実施しており、この10年間で市民のスポーツ実施率は高まっています。（週1回以上が10年前の36.1%→48.4%）
- ・ 市民は、散歩やウォーキング、体操など軽い身体的な活動を中心とし、球技や野外での活動まで多様な種目に、ひとりであるいは仲間や家族と、様々な曜日・時間にスポーツ施設だけでなく近所の道路や自宅も含め、まち全体で親しんでいる状況にあります。

- ・ しかし、全体の約30%の人が時間や機会がない、あるいはお金がかかる、年をとったなどの理由で、月に1日以上スポーツをしていない（できない）、あるいは全くしていない（できない）状況にあります。
- ・ 京都市のスポーツに関わる情報源は新聞、テレビ・ラジオ、インターネットなど多様なチャンネルがあるにもかかわらず、市民は主に市民しんぶんや広報紙など行政発行物から情報を入手しています。また、市民が求めている情報は、身近な場所で手軽にできるプログラムや活動できる場に関するものが多くなっています。
- ・ 一方、スポーツ施設の現状としては、多様な市民ニーズに応じた施設が不足しており、老朽化も進んでいます。また、地域での活動拠点である学校施設は多く利用されていますが、稼働率が高いため、新たな種目の実施などは困難な状況にあります。

## 課題

- ・ スポーツをしない（できない）状況の人たちがひとりでも多く参加できるよう、身近な場所の環境整備や気軽に参加できるプログラムづくりなどを進める必要があります。
- ・ スポーツ施設の不足と老朽化の現状を踏まえ、既存施設の配置や機能の見直し、さらには、府市協調の促進も視野に入れつつ、市民がスポーツに親しむことのできる施設整備を進める必要があります。
- ・ スポーツ教室や活動場所に関する情報が必要な人に適切に届くよう、効果的な情報提供サービスの方法について検討する必要があります。

## (2) みるスポーツ

### 現状

- ・ 前計画を策定した平成13（2001）年からこの10年間で京都市を本拠地とする地域密着型プロスポーツが1チームから3チーム（日本プロサッカーリーグ「京都サンガF. C.」、日本プロバスケットボールリーグ「京都ハンナリーズ」、日本女子プロ野球リーグ「京都アストドリームス」）に増えました。また、駅伝をはじめ、市民がトップレベルのスポーツに身近に触れる機会が増加しています。市民アンケート調査では、プロスポーツやトップスポーツを直接観戦した市民は全体の中で24.4%という結果です。
- ・ プロスポーツの試合環境・観戦環境については、ネーミングライツ（命名権）の導入等、市内企業による支援が進んでいる一方、施設・設備面ともに十分ではなく、国際的・全国的な規模の競技大会の誘致が困難な状況にあります。

## 課題

- ・ 市民がプロスポーツを支えているという意識をさらに高めるため、プロスポーツチームと地域との交流を促進する必要があります。また、国際的・全国的な規模の競技大会の誘致を前提とした施設・設備の充実が求められ、京都府との協調や民間企業とのさらなるパートナーシップの推進も求められています。

## (3) 支えるスポーツ

### 現状

- ・ 市民アンケート調査では、運営ボランティアの参加者は3.1%で、今後のボランティア参加希望は約20%という結果です。
- ・ 体育振興会、体育協会をはじめ、これまで市のスポーツ（生涯スポーツ、地域スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツ）を中心的に支えてきた関係団体は、活動の場の不足、人材の固定化や高齢化、情報発信力の不足など新たな展開を図るには大きな壁に直面しています。

### 課題

- ・ スポーツボランティアの意義や魅力などスポーツを支える活動への参加促進に向けた取組をする必要があります。
- ・ 各関係団体が抱える課題の解決及び活動基盤の強化に向けて、情報の共有や人的交流の活性化など連携のためのしくみをつくる必要があります。
- ・ スポーツ分野以外の NPO やボランティア団体等とも協力・連携するしくみをつくる必要があります。

\*市民アンケート調査：平成22年8月に「市民のスポーツに関する意識・活動状況調査」として20歳以上の市民3,000名を対象に実施。

## Ⅱ みんなでめざす市民スポーツ振興の10年後の姿

### 1 みんなでめざす10年後の姿

「はばたけ未来へ！ <sup>みやこ</sup>京プラン（京都市基本計画）」では、みんなでめざす10年後の姿を「する・みる・支える」の観点から次のように描いています。

#### 1 それぞれの年齢や個性、環境に応じてスポーツを楽しんでいる

市民が、それぞれの年齢や個性、環境に応じて、スポーツやレクリエーションを楽しむ機会の提供や施設整備により、スポーツやレクリエーションを楽しむことができている。

#### 2 トップレベルのスポーツに身近に触れられている

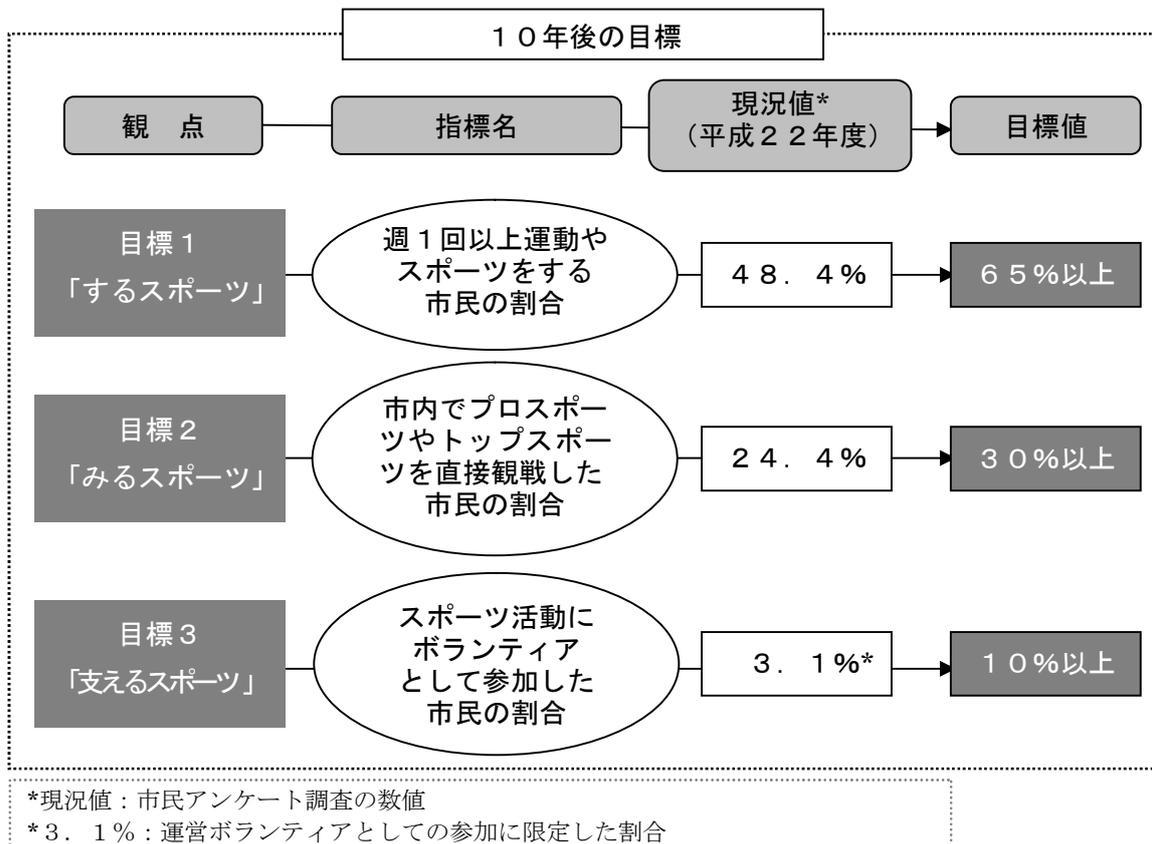
市民が、プロスポーツをはじめ、トップレベルのスポーツに身近に触れることができている。

#### 3 多様なスポーツ活動を支え合い、ひととひととがつながっている

市民が、相互に多様なスポーツ活動を支え合い、スポーツを通じてひととひととがつながっている。

### 2 目標（数値）

「する・みる・支える」の観点から10年後の目標（数値）を次のように設定し、市民スポーツ振興の取組を進めます。



### 3 スポーツの絆が生きるまち（施策展開の基本的な考え方）

市民ひとりひとり、またひとりでも多くの市民がもっとスポーツを楽しめる社会を実現していくためには、個々のひとや団体の活動が相互につながっていることが大切です。

また、スポーツに関連するひとや団体がそれぞれの目的や使命を遂行しつつ、全体としてつながった社会的な絆を形成し、生涯スポーツ社会「スポーツの絆が生きるまち」の実現を目指します。

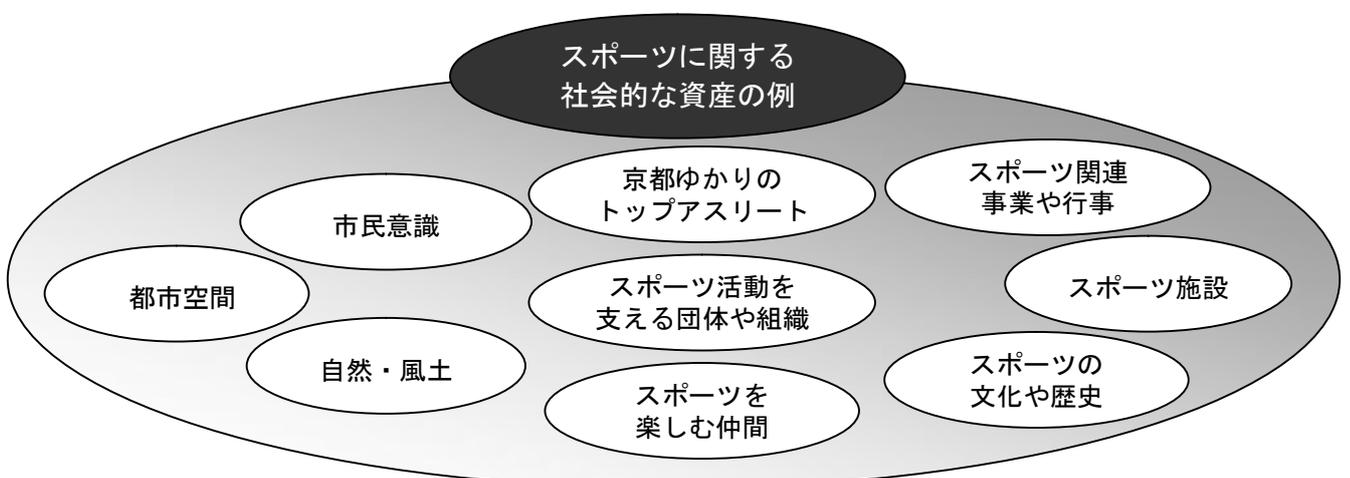
このため、次のような考え方を基本に施策の展開を図ります。

#### (1) スポーツ資産の共有——「スポーツの絆が生きるまち」の土壌

「スポーツの絆が生きるまち」の実現に向けて、「する・みる・支える」の観点から、いろんなかたちでスポーツやレクリエーションに親しめる環境をみんなでつくり、維持していきます。そのためには、これまで京都が培ってきたスポーツに関する社会的な資産（スポーツ資産）を共有し生かすようにします。

スポーツ資産とは、例えば、スポーツ施設や地域の学校、公園など様々な活動の場所、友人・知人、家族といったスポーツを楽しむ仲間、ウォーキングや体操のような手軽な運動をはじめ、バレーボールや野球などのチームスポーツ、グラウンド・ゴルフやペタンクなどのニュースポーツなど多様な種目やプログラム、そしてスポーツ活動を支えてきた団体や組織、さらにはこのようなスポーツ文化を育んできた京都の歴史、自然や風土などです。

京都のまちは、豊かな自治の伝統が息づき、市民が主体的にまちづくり活動に取り組み、市政へ参加する機会も増えてきています。スポーツの分野においても、半世紀以上にわたり、地域のスポーツボランティア団体である体育振興会が、地域の小学校などを拠点に自主的なスポーツ活動を展開し、地域スポーツの普及振興の原動力となっています。

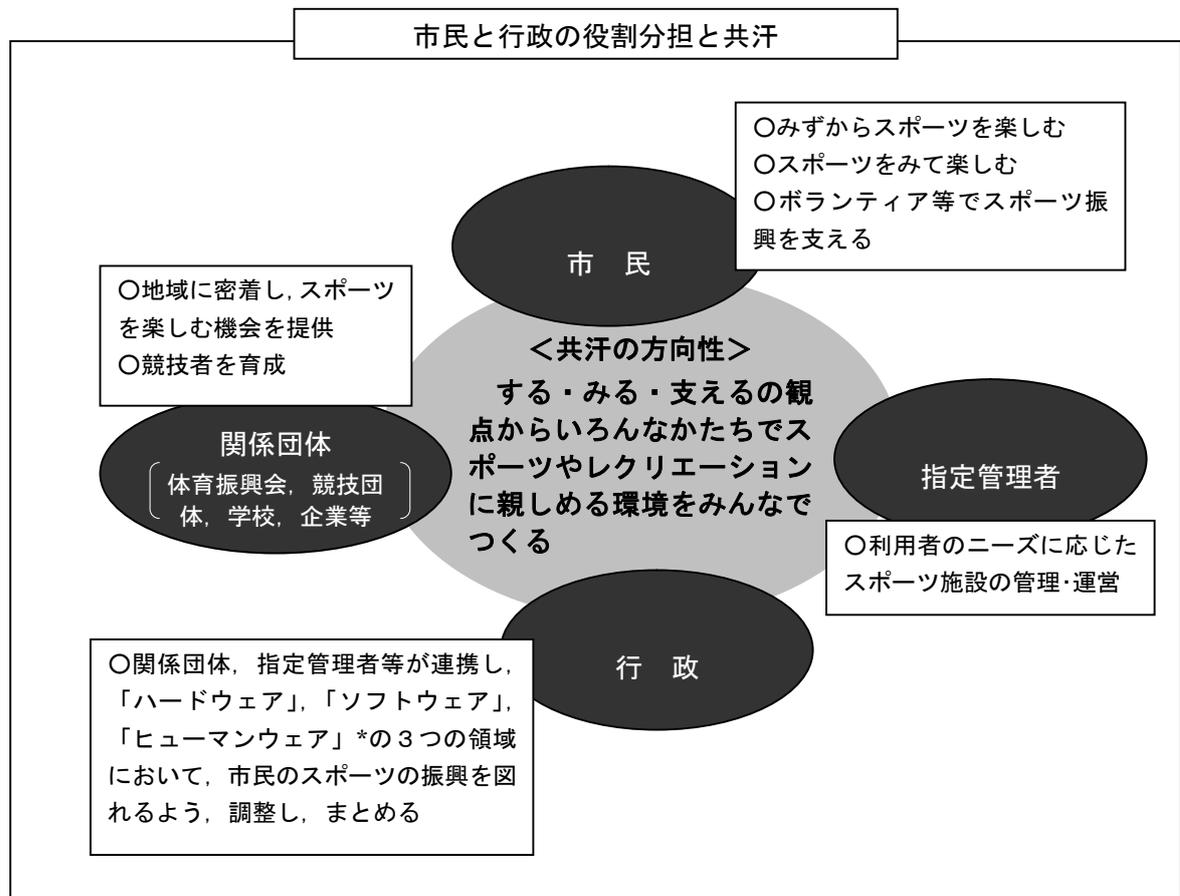


## (2) 市民と行政の役割分担——「スポーツの絆が生きるまち」の形成

市民のだれもが、それぞれの年齢や個性、環境に応じて、スポーツを楽しむための機会が保障され、また市民がプロスポーツをはじめ、トップレベルのスポーツに身近に触れることができ、さらには、市民が相互に、多様なスポーツ活動を支え合い、スポーツを通じてひととひととがつながっているまちづくりを目指します。

そのためには、市民が様々な立場で自主的にスポーツ活動に取り組むことが大切であり、行政は、関係団体、指定管理者等と連携し市民スポーツ振興のための調整・まとめ役としての責務を担います。

さらには、スポーツで「感動」、スポーツで「健康」、スポーツで「子育て・教育」、スポーツで「危機管理・安心安全」、スポーツで「国際化」、スポーツで「環境」、スポーツで「観光振興」、スポーツで「区の活性化」、スポーツで「公共交通優先のまち」、スポーツで「経済の活性化」、そして、スポーツで「京都」を盛り上げるといった多彩な効用と可能性を持つスポーツと、京都市をはじめ国や府の様々な政策や民間活力と結びつけながら政策の融合を図り、相乗効果を高め、「スポーツの絆が生きるまち」の形成を進めます。



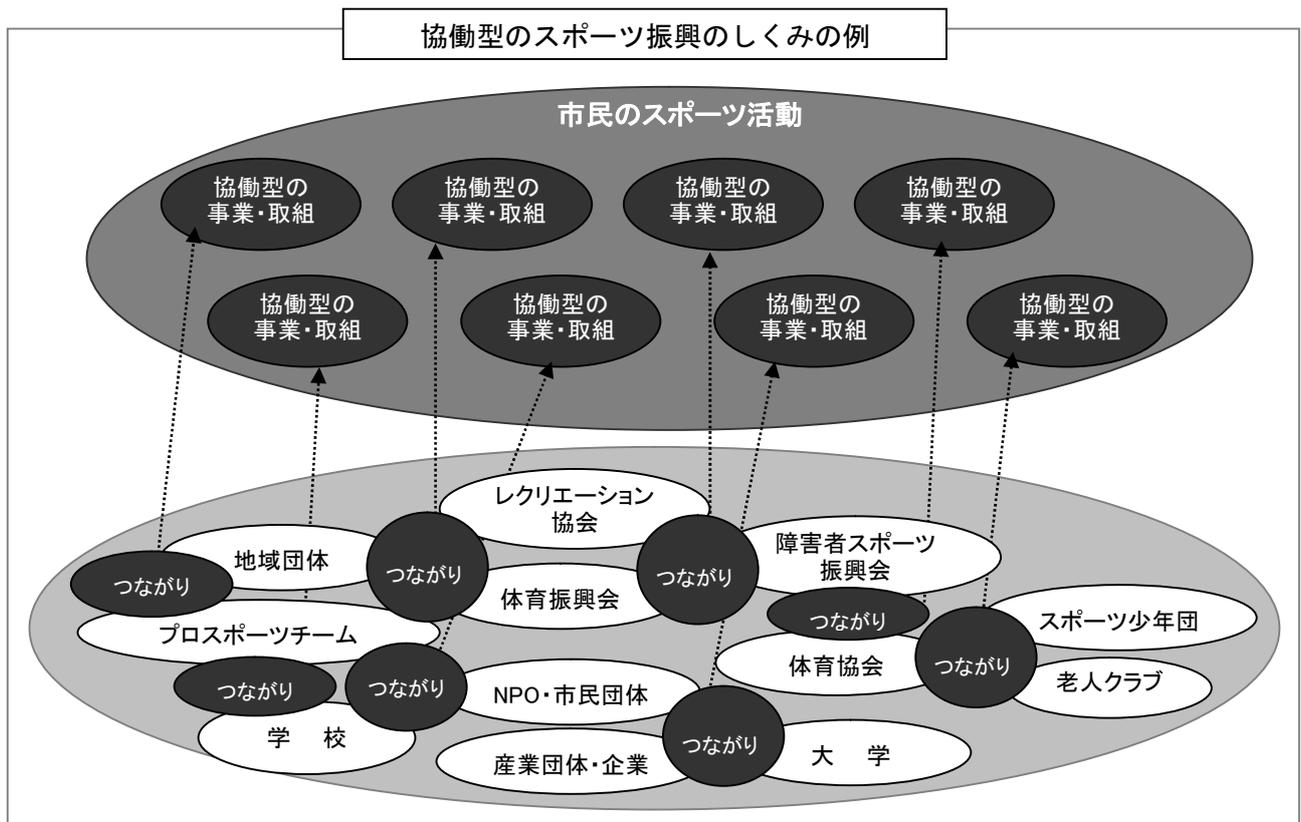
\*ハードウェア：物的条件で施設、設備等  
ソフトウェア：非物的条件で情報システム、スポーツ大会等  
ヒューマンウェア：ひとに関する条件でリーダー、ボランティア等

### (3) 協働型のスポーツ振興へ——「スポーツの絆が生きるまち」の発展

「スポーツの絆が生きるまち」が、持続・発展するためには、歴史的に受け継がれてきた京都の自治の精神を生かし、市民主導のスポーツ振興が図られることが大切です。

このため、京都市体育振興会連合会や京都市体育指導委員会、各種目の競技団体が加盟する京都市体育協会、京都障害者スポーツ振興会、京都府レクリエーション協会、京都市スポーツ少年団、京都市老人クラブ連合会といったこれまで市民スポーツを支えてきた各市民団体やプロスポーツチームに加え、福祉や教育、環境など様々な分野の市民団体、大学や企業など多様な団体が、各々の目的や使命を尊重しながらゆるやかなつながり（協力・連携の関係）を形成していくことが重要です。

そして、多様な団体がつながることによって、これまで個別（個々の団体）で行われてきた事業・取組が、様々な団体の協働による事業・取組へと発展するとともに、市民スポーツ団体の課題（人材・施設・情報・資金の不足など）の解決を図り、新しい事業や取組を生み出すことも可能となります。



## Ⅲ 主要な施策

それぞれの年齢や個性，環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいるまちづくり（「するスポーツ」）

市民が，それぞれの年齢や個性，環境に応じて，スポーツやレクリエーションを楽しむための施設を整備するとともに，スポーツやレクリエーションを楽しむための機会の提供やその活動を支えるボランティアなど人材の育成に取り組みます。

### 施設の効果的・効率的な整備

#### ○アセットマネジメント\*の推進

本市のスポーツ施設・設備について，アセットマネジメントにより限られた施設の延命と有効活用を図ります。

#### ○環境にやさしい効率的な設備の推進

太陽光発電やエネルギー効率のよい設備の導入等を積極的に図ります。

#### ○ひとにやさしい施設の改修・整備

施設（観客席，更衣室，通路，トイレなど）のバリアフリー化やユニバーサルデザイン\*の理念に沿った施設のあり方を追求します。

#### ○地域体育館の充実

既存施設の利用状況，交通条件等を踏まえ，地域体育館の充実に取り組みます。

#### ○郊外型運動公園の整備

水垂埋立処分地跡地への運動公園の整備などアクセス改善も含め，郊外型運動公園の整備に取り組みます。

#### ○身近なスポーツ環境の整備

身近な公園や広場などに軽い運動や健康づくりのための設備，器具などの設置に取り組みます。

#### ○市民に身近な施設の利用促進

学校の夜間利用など，生活圏にある施設の利用促進を図ります。

\*アセットマネジメント：資産を効率的に管理・運用することを意味している。ここでは施設の効率的な管理・改修をすることで施設の延命と有効活用を図ることをいう。

\*ユニバーサルデザイン：製品や施設等を，すべてのひとが利用しやすいデザインにすることをめざす考え方。

## スポーツをみずから楽しむ機会の提供

### ○施設の柔軟な管理運営及び良質なサービスの提供

市民のライフスタイル（くらし方・生き方）、生活時間の変化により多様化するニーズに応えるため、指定管理者と連携し、施設の開所時間の拡充や無料開放日の設定など管理・運営を柔軟なものとし、良質なサービスを提供します。

### ○気軽に体を動かすための場の設定

体育振興会、学校、競技団体、指定管理者等と連携し、ウォーキングコース、ジョギングコース、体操ひろばなどを設定します。

### ○スポーツの仲間づくりへの支援

スポーツを楽しむ仲間づくりを支援するため、チームやサークル、総合型地域スポーツクラブ\*の活動紹介や仲間募集情報の提供などに取り組みます。

### ○スポーツを楽しむためのプログラムの提供

競技団体やプロスポーツチーム、レクリエーション協会等との協力のもと、各種スポーツ教室や講座の開催、室内で手軽にできるプログラムの開発・提供、指導者の派遣情報の提供などに取り組みます。

### ○ニュースポーツの普及・振興の取組の強化

体育振興会、レクリエーション協会、学校等と連携し、ニュースポーツの種目の紹介や、色々な種目に親しむ機会の拡充、ルールブック・道具の貸出、新たな種目の開発支援などに取り組みます。

### ○アダプテッドスポーツ\*の普及・充実

障害のある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人が参加しやすいスポーツの普及・充実に取り組みます。

## スポーツやレクリエーション活動を支える人材の育成

### ○市民の多様な活動を支える人材の育成、活動の支援

スポーツの楽しみ方や健康に関する指導からアスリート（競技者）の育成のための専門的な指導まで、市民のスポーツやレクリエーション活動を支える人材の育成・活動を支援します。

また、競技団体等の協力のもと指導者を派遣する出前コーチ制度を創設します。

### ○スポーツボランティア制度の創設

各種スポーツイベントを支えるボランティア制度を創設し、スポーツイベントに対する市民参加を促進します。

\*総合型地域スポーツクラブ：もともとヨーロッパを中心に発達した、住民が主体的に運営するスポーツクラブ。複数の種目が用意され、地域の誰もが年齢、興味、技能レベルなどに応じて参加できるスポーツ振興組織として、国は「総合型地域スポーツクラブ」の全国展開を推進している。

\*アダプテッドスポーツ：ルールや用具を障害の種類や程度に適合（adapt）することによって、障害のある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツのことをいう。

## トップレベルのスポーツに身近に触れられているまちづくり（「みるスポーツ」）

市民が、プロスポーツをはじめ、トップレベルのスポーツに身近に触れるための環境の整備や国際的又は全国的規模のスポーツイベントの開催、競技スポーツへの支援などに取り組みます。

### 競技環境と観戦環境の充実

#### ○国際的・全国的規模のスポーツイベントに対応した施設の充実

西京極諸施設（京都市体育館、陸上競技場兼球技場、野球場、京都アクアリーナ）や京都市武道センターなどの競技環境と観戦環境の充実を図るとともに、施設使用日程の早期確保、会場へのアクセス改善などに取り組みます。

また、サッカースタジアムなど新たな施設の整備について府市協調のもとに取り組みます。

#### ○国際的・全国的規模のスポーツイベントに対応したバックアップ機能の充実

国際的・全国的規模の競技施設のバックアップとして、関連施設である伏見桃山城運動公園野球場、宝が池公園球技場、吉祥院公園野球場・球技場などの機能充実に取り組みます。

#### ○環境にやさしい効率的な設備の推進（再掲）

太陽光発電やエネルギー効率のよい設備の導入等を積極的に図ります。

#### ○ひとにやさしい施設の改修・整備（再掲）

施設（観客席、更衣室、通路、トイレなど）のバリアフリー化やユニバーサルデザインの理念に沿った施設のあり方を追求します。

### 総合スポーツイベントなどの開催

#### ○「京都マラソン」の開催

市民スポーツの振興はもとより、京都経済の活性化や京都ブランドのさらなる向上を図ることを目的とし環境にも配慮した、参加者、応援者、市民が一体となって楽しめる京都マラソンを総合スポーツイベントとして実施します。

#### ○地域密着型プロスポーツチームの振興

プロスポーツチームと市民の交流事業の充実など、京都を本拠とする地域密着型プロスポーツチームの振興に取り組みます。

#### ○国際的・全国的規模のスポーツイベントの誘致促進

競技団体等と連携して国際的又は全国的な規模の競技大会の京都での開催の継続はもとより新規誘致についても積極的に検討します。

### 競技スポーツへの支援とその魅力の活用

#### ○「京都スポーツの殿堂」事業の推進

京都ゆかりのトップアスリートを顕彰するとともに、その力をスポーツ振興をはじめとする京都の発展に生かすため、「京都スポーツの殿堂」事業の取組を進めます。

#### ○競技団体やプロ団体への企業支援の促進

国際的又は全国的な規模の競技大会の開催に取り組む競技団体やプロスポーツチームの民間企業による支援の促進を図ります。

#### ○スポーツボランティア制度の創設（再掲）

各種スポーツイベントを支えるボランティア制度を創設し、スポーツイベントに対する市民参加を促進します。

## 多様なスポーツ活動を支え合っているまちづくり（「支えるスポーツ」）

市民が、相互に多様なスポーツ活動を支え合うしくみづくりを促進するため、だれもが相互に利用しやすい施設の提供、市民スポーツを支える組織への支援やボランティア活動の促進などに取り組みます。

### だれもが利用しやすい施設の提供

#### ○市民に身近な施設の利用促進（再掲）

学校の夜間利用など、生活圏にある施設の利用促進を図ります。

#### ○ひとにやさしい施設の改修・整備（再掲）

施設（観客席，更衣室，通路，トイレなど）のバリアフリー化やユニバーサルデザインの理念に沿った施設のあり方を追求します。

#### ○ボランティア活動拠点の確保

各種スポーツイベントを支えるボランティアの活動を支援する拠点の確保を図ります。

### スポーツを支えるしくみづくり

#### ○施設の柔軟な管理運営及び良質なサービスの提供（再掲）

市民のライフスタイル（暮らし方・生き方），生活時間の変化により多様化するニーズに応えるため，指定管理者と連携し，施設の開所時間の拡充や無料開放日の設定など管理・運営を柔軟なものとし，良質なサービスを提供します。

#### ○個人・団体への表彰制度の充実

市民スポーツの振興に貢献のある個人・団体に対する表彰制度の充実に取り組みます。

#### ○市民ボランティアのしくみづくり

各種スポーツイベントを支える市民ボランティアを，福祉，環境，教育など幅広い分野の市民団体と連携して募集できるしくみづくりに取り組みます。

#### ○体育指導委員\*制度の充実

スポーツの実技の指導者としての役割に加え，企画・立案力を持ったコーディネーターとしての役割を担うために，研修機会の充実などに取り組みます。

### スポーツを支える組織の人材の確保・育成

#### ○体育振興会，体育協会への支援

体育振興会，体育協会の新たなかつ安定的な人材確保や育成支援を進めます。また，総合型地域スポーツクラブの育成支援を進めます。

#### ○スポーツボランティア活動への支援

ボランティア講習会の開催や交流促進などボランティア活動を支援します。

\*体育指導委員：スポーツに関する深い関心と理解を持ち，スポーツの振興のため，住民に対し，スポーツの実技の指導などの職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から市長が委嘱した，スポーツ振興法に基づく非常勤特別職の地方公務員。

## IV 計画推進のための3つの重点戦略

1

### 「スポーツインフラ京都」 ——ハードウェア—— スポーツ資産の共有，市民のスポーツ活動に応じた施設の充実・整備

活発なスポーツ活動を維持するためには，健康や体力づくりから，スポーツ観戦，スポーツを通じた仲間づくり，ボランティア活動，競技者の育成など市民の多様なレベルのニーズに対応した活動の場・施設をスポーツ資産として有効に活用することが大切です。

このため，市内の施設の利用状況を踏まえつつ，身近な場所でのスポーツ（生活圏），生活圏を越えたスポーツ（広域圏），国際的又は全国的規模の競技・観戦という市民の活動範囲や活動レベルに応じ，施設の充実・整備に取り組みます。

#### <「スポーツインフラ京都」のイメージ>

まち全体をスポーツの場に  
生活圏  
学校，公園，散策路など

学校施設の開放，公園の設備の充実や散策路の整備など，身近なスポーツ環境の整備に取り組み，だれもが日常的にスポーツに親しむことができるようにします。

郊外へ  
広域圏  
郊外型活動拠点

水垂埋立処分地跡地への運動公園の整備などアクセス改善も含め，郊外型の活動拠点を確保し，若い世代を中心に多世代にわたるサークルや愛好会などのスポーツを通じた交流活動を楽しむことができるようにします。

競技・観戦環境の充実を  
国際・全国規模  
競技・観戦拠点

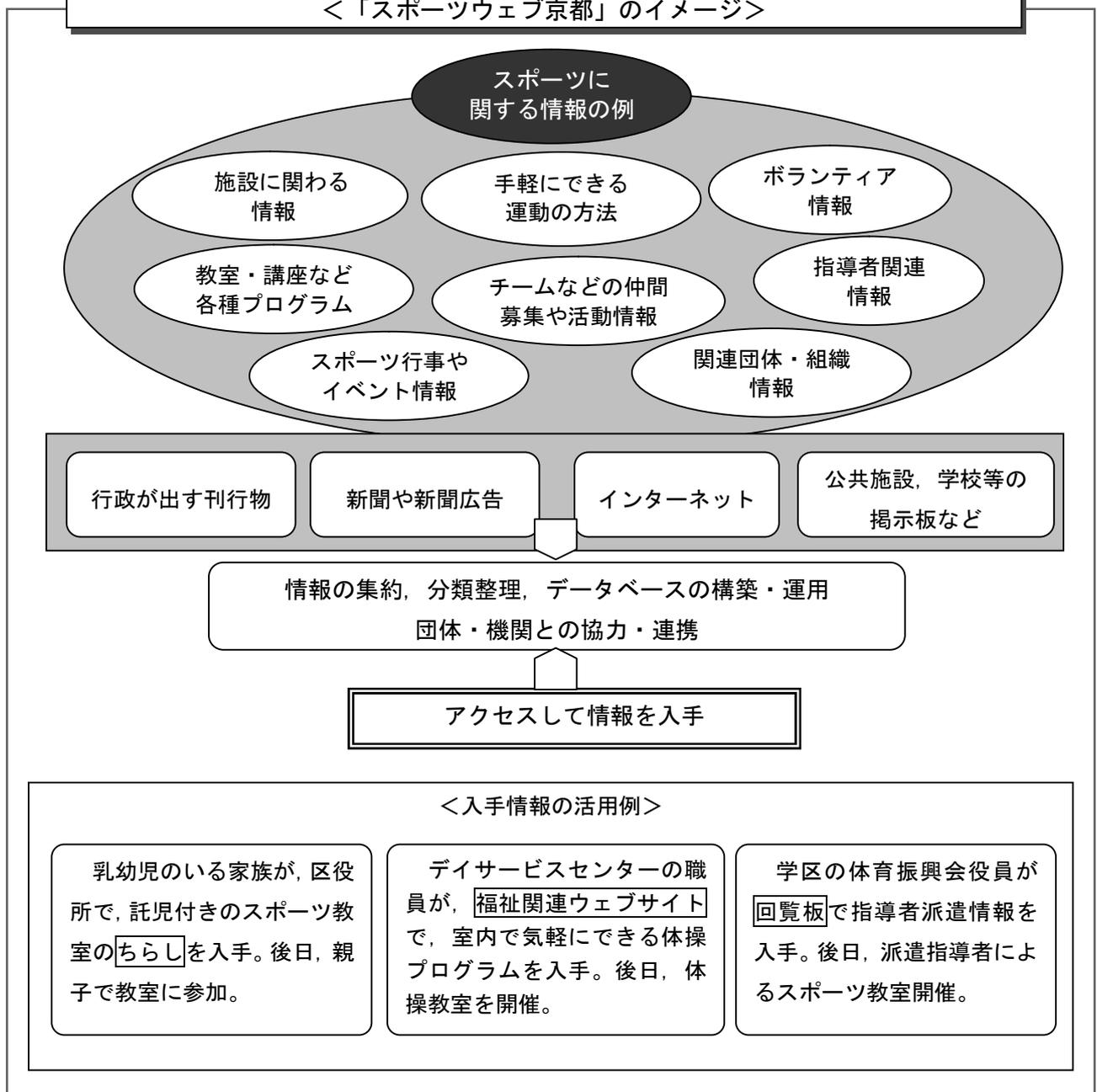
西京極諸施設（京都市体育館，陸上競技場兼球技場，野球場，京都アクアリーナ）や京都市武道センターなどの競技環境と観戦環境の充実を図り，市民が競技や観戦に利用することはもちろん，ボランティアなど，スポーツを幅広く楽しむ場として，また，プロスポーツチームやアスリートと活発な交流ができるようにします。

## 「スポーツウェブ京都」 ——ソフトウェア—— スポーツ情報を身近なものに、容易に入手できるものに

市民のだれもがスポーツに親しむためには、スポーツに関する情報を容易に入手できることが大切です。このため、だれもが利用できるスポーツ情報網の整備に取り組みます。

スポーツ情報には、例えば、室内でもできる手軽な運動、市内の身近なウォーキングコース、スポーツ施設に関わる情報等があります。そこで、スポーツに関する情報を容易に入手できる効果的なしくみをつくるため、これら情報を集約し、内容を分かりやすく分類・整理したスポーツ情報データベースを構築します。

### <「スポーツウェブ京都」のイメージ>



## 「スポーツリエゾン\*京都」 ——ヒューマンウェア—— 新組織「京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議」の構築

この計画の目指す「スポーツの絆が生きるまち」は、市の取組はもとより、みんなで支えあう市民主導の活動によってはじめて実現されるものです。

このため、市域のスポーツ関係団体等の実践者である京都市市民スポーツ振興計画策定委員会の委員が中心となって、「京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議」（スポーツリエゾン京都）を創設し、計画の策定にとどまらず、施策や事業の実施段階はもとより、全体の進捗について評価・助言を行います。

\*

「京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議」（スポーツリエゾン京都）は、次の展開として各々の団体の目的や使命を尊重しながらも人的交流や情報交流の場として、さらには、福祉・教育・環境などの関係市民団体や企業、大学などにもネットワークを広げ、各団体間に協力・連携関係を形成・発展させ、市民スポーツの様々な団体間の調整や協働型事業を推進するなど、市全体のスポーツの活性化につながる活動の母体としての役割を担います。

\*リエゾン：「仲介、つなぎ、橋渡し」等の意。

### <「スポーツリエゾン京都」のイメージ>

京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）

施策・事業の進捗状況の評価・助言

展 開

団体間の人的交流や情報交流の促進（相互に触発・助言・提案）

団体間の調整や協働型事業の推進

- ネットワーク型組織の運営と調整
- スポーツ関連情報サービスの提供
- ひと・情報・プログラムの蓄積と活用

（協働型事業の活動例）

体育振興会とレクリエーション協会を結び、ニュースポーツの講習会を地域の学校で開催できるよう、道具の貸出や指導者の派遣などを調整。

障害者スポーツ振興会と地域の福祉団体を結び、学区民体育祭で障害者が楽しめる競技種目を企画・実施。

プロスポーツチームとスポーツ少年団を結び、学校施設を利用した教室の開催。

## 參考資料

## 1 京都市市民スポーツ振興計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市におけるスポーツに関する市民のニーズや、社会経済情勢を踏まえ、総合的かつ計画的な市民のスポーツ振興について、市長の諮問に応じ、調査し、検討し、及び協議するため、京都市市民スポーツ振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月30日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

## 2 京都市市民スポーツ振興計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属団体等
委員長	やました しゅうじ 山下 秋二	立命館大学産業社会学部教授
委員長代理	まつなが けいこ 松永 敬子	龍谷大学経営学部准教授
委員	いしの まさふみ 石野 正文	市民公募委員
委員	かたやま みよこ 片山 美代子	京都障害者スポーツ振興会副会長
委員	さいが はるひこ 雑賀 晴彦	(社)京都市老人クラブ連合会理事
委員	たかや ひろあき 高屋 宏章	京都市体育振興会連合会常任理事
委員	だんの せいいち 檀野 晴一	(財)京都市体育協会理事
委員	にしむら ぶんじ 西村 文治	文化市民局市民スポーツ振興室長
委員	はせがわ よしこ 長谷川 好子	京都府レクリエーション協会副会長
委員	もりい やすえ 森井 恭江	京都市スポーツ少年団本部委員
委員	よしだ すみ 吉田 寿美	市民公募委員

※平成23年3月1日現在、敬称略、委員は五十音順

## 3 京都市市民スポーツ振興計画策定委員会審議経過等

平成22年	7月	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発足</li> <li>・計画策定について諮問</li> <li>・前計画の進捗状況，新京都市基本計画策定状況等説明</li> <li>・委員意見陳述</li> </ul>
	8月		市民のスポーツに関する意識・活動状況調査 (20歳以上の市民3,000名を対象としたアンケート)
	9月		関係団体のヒアリング調査 (スポーツ関係団体 6団体，プロスポーツ 3団体)
	10月	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果，関係団体意見聴取のまとめ</li> <li>・計画策定に向けての意見交換</li> </ul>
	12月	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新京都市基本計画の進捗について</li> <li>・計画(素案)の検討</li> </ul>
平成23年	1月	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(素案)の検討</li> </ul> 計画(素案)への市民意見の募集(約1箇月間)
	3月	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(素案)への市民意見の募集の結果</li> <li>・計画(答申案)の検討</li> </ul> 答申を市長に提出

スポーツの絆が生きるまち推進プラン 京都市市民スポーツ振興計画

平成23（2011）年3月  
京都市印刷物 第223294号

発行：京都市文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階  
電話 075-366-0168 FAX 075-213-3303  
URL [http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-5-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-5-0-0_1.html)

